

平成27年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成27年11月30日（金）午後7時45分

場所：市役所庁舎10階 第5会議室B

□会議次第

1. 開 会

2. 会 議

- (1) 平成26年度第4回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 平成26年度帯広市障害福祉関係決算及び主要な施策について
- (3) (仮称)帯広市手話言語条例(素案)について
- (4) 職員対応要領(原案)について
- (5) その他

3. 閉 会

□配布資料

- 資料1 平成26年度第4回議事録
- 資料2 平成26年度帯広市障害福祉関係決算の概要
- 資料3 平成26年度帯広市一般・特別会計主要な施策の成果(抜粋)
- 資料4 (仮称)帯広市手話言語条例(素案)の概要
- 資料5 帯広市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)
- 資料6 障害者差別解消推進事例集(案)
- 資料7 政策2の3、子供達が健やかに育つ街づくり

□出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 (10名中7名出席)

畑中三岐子委員(副部会長)・鈴木捷三委員・田中利和委員・松岡正行委員・島田朋奈専門委員・眞田清専門委員・白木喜子専門委員

□事務局

稲葉利行障害福祉課長・鳥本貴敬障害福祉課長補佐・須永幸乃子育て支援課長補佐

平成27年11月30日（月）午後7時45分

【開会】

事務局

皆さん、お晩でございます。先ほど、隣の方で支援審議会の親会の方をしていたのですが、引き続きまして障害者支援部会の方、開催させていただきます。先ほどの審議会の方でもご紹介して頂きましたけども、私、障害福祉課長の稲葉と申します。どうぞよろしくお願い致します。次に担当する障害福祉課及び子育て支援課の職員を紹介させていただきます。知的障害者福祉司兼身体障害者福祉司の久保田という者がおるのですが、あいにく同じ時間帯に別の会議に出席しておりまして欠席とさせていただきます。

※鳥本課長補佐、須永課長補佐の順に挨拶。

どうぞよろしくお願い致します。それではただ今から平成27年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会に入りたいと思います。本日は細川委員、坂村委員、丸山委員3名の方から欠席とご連絡頂いております。障害者支援部会10名中7名のご出席を頂いておりますので本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。先に本日の資料の確認をさせていただきますと思いますが、事前に配布させていただきました資料の方、レジメ以下、資料の1から、議事録、資料の2がA3横で一枚あります。資料の3の方が主要な施策の成果ということで続きまして、最後の資料4といたしまして、手話言語条例素案の概要となっております。それと本日配布させていただきました資料につきましては、資料の5番6番となっております。もう一枚、政策2の3、子供達が健やかに育つ街づくりということで、A3、1枚、お手元の方に配布してございます。全部お揃いでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、ここからの議事の進行を、畑中副部長様の方をお願いしたいと思います。では、よろしくお願い致します。

副部長

それでは会議に入らせて頂きます。会議次第にそって進ませて頂きます。最初に議題（1）平成26年度第4回障害者支援部会の会議録確認ということでございますが、前回の会議、1の方をご確認頂きたいと思います。この議事録はこの場でご確認頂いた後、公開される予定となっております。事前に送らせて頂いておりますので、みなさん、見て頂いていると思います。議事録に関しまして訂正箇所、ご質問ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか？はい、ありがとうございます。それでは、本件につきましては、以上で終わらせて頂きます。

（2）平成26年度帯広市障害福祉関係決算の概要ということで、事務局よりご説明を頂きます。

事務局

はい、それでは座ったままで失礼させていただきます。お手元の資料の2の方をご覧頂きたいと思

います。平成26年度障害福祉決算の概要でございます。26年度の障害福祉関係の決算額につきましては、下の表の事業名というところを含めまして8列目に平成26年度決算②という欄がございますが、その一番最後の行に決算額がございます。49億3059万3884円でございます。民生費総額291億7502万5527円の16.9%がこの障害福祉関係費でございます。下の表の列の5列目に、26年度の最終予算額というところがございますが、この一番下のところにあります26年度最終予算額につきましては51億6701万6000円に対して95.42%の執行率となっております。また、予算残額につきましては不要額ということになりますけども、2億3642万2116円となっております。この不要額の主な要因につきましては、下の表の丸で項目が事業名のところについているのがございますけれども、この2つめ、丸の2つめになりますけども、障害者自立支援給付費におきまして計画相談の浸透により一律の支給決定量から適正な支給決定量への変更によりましてサービス利用量の減になったことと、それから既存事業所の定員数の増加、それから新規事業所の開設、大体就労継続支援事業所が多いんですけども、こちらの方の利用量の増加を見込んでおりましたけども、新規事業所の周知不足などによりまして新規事業所の利用者数がそれほど伸びなかったこと。それから下の表の丸の4番目に、下から4番目ですね。上の表が目途いたしまして障害者福祉とあります。その下の表、小さい表に重度心身障害者医療給付費とありますけども、この上の表の障害者福祉費の中の下から4番目に当たります。障害者地域生活支援事業の日中一時支援の利用量の減、それからこの表の上から2番目に当たりますけども障害者自立支援給付費の中の障害者自立支援医療というものがございます。こちらの主に更生医療の方の減ですとか、それから重度心身障害者医療の受給件数及び1人あたりの医療費助成の減、といったところが原因になっております。それから上から6つ目の丸の、障害者福祉サービス費というところがございますけども、その心身及び精神障害者（児）通所施設等交通費助成事業のガソリン単価、対象者の減によりますものと、それからタクシー料金助成事業の利用率の減、こういったものが主な要因となっております。このほか26年度の施策といたしまして、地域で生活する上での不安解消を図るため、サービスの利用計画というものを作っているんですけども、この障害福祉サービス以外の相談体制の拡充によりまして、相談支援事業所の委託先を1箇所から5箇所へ増やしまして、相談しやすい環境を整えてございます。この決算の概要については以上であります。続きまして、資料の3に行きまして、この表紙をめくりまして1枚目に当たります施策2-2-3の障害福祉に関わる施策の成果を抜粋した資料1で説明いたします。大きく括弧の数字で3点ございますが、そのうちの（1）障害者の理解の促進につきましては、ノーマライゼーションエリア4地区ございますけども、こちらの方でノーマライゼーション理念の普及・啓発をはじめ、ふれあい交流事業等各種事業を実施してございます。障害者意識啓発活動といたしましては、駅の公共スペースの方に福祉のひろばを従来より設置しておきまして、障害者の理解を深めてございます。また障害者虐待防止事業につきましては、26年度におきまして虐待通報につきまして17件受けておりますけども、このうち虐待の認定まで行ったものは2件ございました。それから（2）の日常生活支援の充実というところがございますが、この障害者自立支援給付という1番目の丸なんですけども、先程の決算額の78.3%、およそ4分の3以上を占める事業がこの給付事業に当たります。細かい数値の方

は省略させていただきますけども、このサービスの、先程利用計画の話いたしましたけども、24年度からの3年間、この試行期間ということでございました。その試行期間終えまして今年度27年度からは新規の利用サービスに当たりましては必ずサービス利用計画を作った上でサービスを利用頂くということに変わってきてございます。この他重度心身障害者医療の給付ですとか、特別障害者手当等の支給、障害福祉サービス7種類ほどサービスがありますが、ご覧の実績となっております。それから日常生活用具給付、次のページに行きまして、障害者相談支援、手帳の交付、コミュニケーション支援といった事業を実施してございます。それから(3)番の自立した地域生活への支援の充実という項目ではご覧の各種、社会参加促進事業などを実施してございます。詳細につきましては先に配布させて頂いておりますので割愛させていただきます。次に子育て支援の方からご説明いたします。

それではお手持ちのA4の一枚物、今日お渡しした物になります。政策2の3、子供達が健やかに育つまちづくり、という資料になります。手元でございますでしょうか？そこで、関係部分を抜粋させて頂いております。子育て支援の充実ということで(4)地域での子育て支援の充実の中で子供発達支援の部分を掲載させて頂いております。この中で今回、子供発達相談室は、例年に比べて、段々子供の発達の心配や、障害のあるお子さんの生活、子育てについて相談窓口があるということで、大分市民の皆様にも認めて頂いております。それで相談件数が今伸びてきている状態になっております。その他乳幼児健診と連動しまして、2歳児、3歳児相談の実施もしております。この相談件数も今伸びてきているところであります。早期発見、早期療育に、できるだけスムーズに繋げるというシステムが少しずつ出来てきているかなと思っております。次に(5)番。子育て家庭の支援になっております。この数字は平成27年3月31日時点での受給児童数になっております。この中では児童通所支援、これは障害児の通所支援であります。595人ということで、こちらの方も毎年利用数が増えてきている状況であります。とくに放課後等デイサービスと言いまして、就学しているお子さんの放課後を支援する、そういう事業所が増えてきていることと、利用したいという利用希望の方が増えてきた状況になっております。さらに日中日時支援。これは障害のあるお子さんをお預かりする所ですが、お母様がたの就労している状況がかなり一般的になっておまして、障害のあるお子さんのいる家庭でも、お母様、家族の方が、安心して就労できる状況になっている、という状況になっております。

#### 副部長

はい。ありがとうございました。資料2の2、決算状況。概要について。それから資料3の特別会計、主要な施策の成果ということで、ご説明を頂きました。皆様方のほうから、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。はい。それでは本件については終わらせていただきます。

(3) 帯広市手話言語条例について事務局よりご説明頂きたいと思っております。

#### 事務局

はい。それではお手元の資料を、4番についてご説明いたします。(仮称)帯広市手話言語条例

素案につきましては、手話に関する条例につきまして、市議会における議論の他、本年2月27日に地元の当事者団体である帯広ろう者協会様や手話通訳関係の団体などから連名によりまして、手話基本条例制定に関する要望書の提出を受けるなどの経緯がありました。その後調査検討を進めてきたところであります。検討に当たりましては条例を施行した地方公共団体の条例内容や、施策などについて調査を行うと共に、7月からは当事者団体や手話通訳団体のほか、日頃から地域でノーマライゼーション推進に取り組んでおられる団体の代表、それから学識経験を有する方を併せまして、10名の委員の方で構成する（仮称）帯広市手話に関する条例の制定にかかる検討会において検討を行ってきたものであります。この検討会、4回実施しているのですけれども、北海道ろうあ連盟の副理事長をお招きいたしまして、日本におけるろう者、手話の歴史について講話を受けたほか、北海道帯広聾学校に赴きまして現状と課題などについて理解を図るとともに、市民アンケートを行うなどして手話に関する理解や関心などの把握に努めながら手話条例に盛り込むべき事項及び内容についてご意見を頂いて参りました。このほど検討会のご意見を踏まえまして（仮称）手話言語条例素案を取りまとめたところでございます。あわせてご報告させて頂くものであります。資料の左側に参りますけれども、1番の条例制定の趣旨というところでございます。手話は音声言語と異なり聴覚に障害がある人に対して視覚的に表現する言語でありろう者の意思疎通や相互理解、知識を蓄え文化を創造するため大切なものである一方、長く手話の使用が認められてこなかった時期があったことなどから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活をしてきたこと障害者権利条約や障害者基本法により手話は言語として位置づけられ、手話を使いやすい環境を整えることが求められておりますことから帯広市におきましても手話は言語であるとの認識に基づく条例を定め、ろう者とろう者以外の人々が共生する地域社会、人にやさしい人がやさしい街の位置づけを目指すことを記載しております。2番の条例制定に至った背景・経緯では、条約や国内法で手話は言語として位置づけられはしたものの手話に対する理解は十分でないことから、市民の手話の理解及び普及を図るために条例を制定することを記載しております。右側にまいりまして、3番の条例素案の内容であります。（1）の目的では、「手話は言語である」との認識に基づいて手話の理解及び普及の推進に必要な事項を定めること。（2）番の手話の意義では手話は独自の体系を有する言語としての意義を記載しております。（3）の基本理念では手話が言語であるとの認識に基づいて理解及び普及を図り、ろう者とろう者以外の人々が互いに尊重しあうことを基本として行わなければならないことを定めるものとしております。（4）番の市の責務では、市民の手話に対する理解を広げ手話を使いやすい環境にするための施策を推進することを定め、その方向性といたしまして（7）番におきまして市民の手話の理解及び普及を図るための施策など3点を定め、（8）番の財政上の措置において必要な財政上の措置を講ずることについて記載しております。この他、（5）番の市民の役割及び（6）番の事業者の役割におきまして手話の理解やろう者が利用しやすいサービスの提供などについて努力規定を設けることを記載しております。条例制定に向けた今後のスケジュールにつきましては本日の障害者支援部会に素案を報告させて頂いたあと12月から1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしまして市民意見を踏まえた条例原案を明年2月の厚生委員会並びに障害者支援部会に報告いたしまして、3月議会に条例案を提案、4月の施行を目指してまいりたいと考えております。説明については

以上であります。

副部長

はい。ありがとうございました。(仮称)帯広市手話言語条例素案についてご説明顶きましたが、皆様方の方からご質問を頂きたいと思ひます。いかがでしょうか？では、私から一つ質問してもいいですか？

事務局

はい。どうぞ。

副部長

7番の施策の推進の中で、市民の手話の理解及び普及を図るための施策ということで、今も手話講習会というのをやってらっしゃいますよね？それをさらに普及していくってことになりませんか？

事務局

手話通訳者の養成を目指してやってるものなんですけども、それ以外にですね、理解と普及を進めていくために学校における総合的な学習の時間というのがありますけども、これ今現在でも学校の方からリクエストを頂いて出前講座を実施しております。学校への出前講座をもう少し力を入れていきたいことと、それから民間の企業・事業所などにおきまして、そこについても出前講座を実施していきたいと思ひています。企業の方で覚えておいて頂きたい手話ですとか、逆に企業の方で、こんな手話はどうやってやるんですか？と言ったところに理解と普及を進めていこうと考えております。

副部長

はい。ありがとうございました。そのほか何か皆様からご質問・ご意見はございませんでしょうか？特にございませんか？それじゃまたあとで何かありましたらご質問頂きたいと思ひます。

(4) 対応要領(案)に対して、事務局よりご説明を頂きたいと思ひます。

事務局

まず、資料の5。帯広市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領というタイトルですけれども、よく職員対応要領と略して呼んでおります。この案の第1条の目的なのですけれども、障害者差別解消法、これが来年4月に施行されるのに伴ひまして、この法律の第10条において、地方公共団体の機関は職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとされております。この努力規定ではありますけれども、帯広市におきましては、これまでの議会の議論をふまえて策定することとしていたものでございます。また策定にあたりましては、国のほうでも対応要領を出しているのですけれども、このうち内閣府の対応要領。国

の策定作業、ちょっと遅れておりました、内閣府のほうの対応要領だけが公表されておりますけれども、概ね、これが主流になるのではないかと考えられますので、内閣府のものを参考にしながら原案を作成してございます。なお先程の手話条例とは違いまして、本要領は市の職員にかかる内規にあたるものでありますことから、パブリックコメントは実施する予定はございません。ですが、職員対応要領を定める場合は、予め、障害者やその関係者から意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされておりますことから、本日、障害者支援部会におきましてご意見等を頂戴したく報告するものであります。資料をちょっと置いておきまして資料の6のほうに先に進めさせて頂きたいのですが、資料の1ページをお開け下さい。差別解消法では、障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、障害のある人も無い人も等しくサービスの提供等を受けられるよう、合理的な配慮の提供が求められております。この事例集につきましては、障害のある人やその支援者をはじめ、一般の市民や市職員を対象にアンケート調査を実施しまして、差別に関する事例、配慮の好事例、そして、提案についてアンケート調査を実施したところでございます。この事例集を通して、どんなことを差別と感じているか、逆にどんな対応を望んでいるかを認識して頂き、互いに尊重し合う共生社会の実現のために活用していきたいと考えております。今後も様々な相談や対応を通しまして、適宜、この事例として追加していく考えております。2ページに参りまして、アンケート調査について説明しております。この調査自体は7月から8月にかけて実施しております。結果といたしましては2番になりますけれども、差別事例につきましては、右側の数字になりますけれども32件寄せられております。好事例につきましては33件。提案につきましては58件ございました。差別、または好事例の場面別の件数なのですが、市役所という場所におきましては差別事例として4件、好事例として5件ございました。また福祉事業所につきましては差別事例は無く、好事例として3件。商業施設等につきましては差別事例が9件、好事例が6件となっております。以上、交通機関等、ご覧のと通りの件数になってございまして、合計といたしまして差別事例につきましては32件、好事例につきましては33件寄せられたところでありまして、3ページに参りまして、提案件数なのですが、接遇コミュニケーション等に関するものにつきましては11件、施設設備等に関するものについては26件。以下、ご覧のと通りの件数になっておきまして、合計で58件の提案が寄せられております。4ページに参ります。差別事例としてのアンケートの内容でございまして、1番の市役所におきましては、すでに(1)番ですけれども、この、今回のアンケートの実施自体が障害者への差別だというご意見がございました。(3)におきましては、子どもの吃音での言葉の内容についても寄せられております。2番のサービス事業所については、ございませんでした。3番の商業施設等につきましては、例えば、(1)番では、買い物へ行った時にジロジロ見られるとか、コソコソ話をされるとか、(3)番になりますと、外食する時の対応の場面においてもあったようです。(3)番につきましては、温泉に入る際に差別的な事例があったという回答がございました。5ページに参ります。4番の交通機関におきましては、民間のバスでステップの位置が高く、介助も行われなかったという事例が寄せられております。(2)番では、知的障害者がタクシーを利用したのですが、結果、タクシーで釧路まで行ってしまったと。本来なら、釧路まで行かずに、その場面で保護して頂きたい事例だったというお話でございまして、5番の病院に

おきましては、子どもが1才を過ぎた頃に総合病院の小児科を行ったのですけれども、「喋れるようになる薬は無いです」と言われたということでございます。6番の学校、保育所におきましては、運動する時でも、出来るか出来ないか聞かないでお休みしてください、といつも先生に言われたことが差別的に受け取られております。小・中学校の時にいじめにあったこと等も挙げられております。次、6ページにいきまして、7番の住んでいる地域でございます。子供に障害がありまして、感情をコントロールできなくなるといった場面で、よせられております。いつ近隣といざこざになって、転居しなければならなくなるか常に不安がつきまわっているということでございます。8番の行事におきましては、運動会で本人の力ではなく、支援者が全て行ってしまっていたということが挙げられております。10番の場所、場面は不明という部分でございますけれども、例えば、(2)番の駐車場に車を停める時に他の人が使っていて止められなかったという事例。(5)番の利用者を引率して買い物や外出の際にはこちら事業所のことだと思いたしますが、周りの方から特別な目で見られることが多かった、偏見が多いと感じています。こんなところが寄せられております。7ページに今度は好事例について寄せられております。市役所におきましては、私どもの方の課になりますけど、福祉課の方の受付の女性、とても親切に教えて頂きうれしく思いましたという声が寄せられております。(5)番の児童通所施設にお世話になるために、保健福祉センターで面接に行った時のことが寄せられております。センターの方から、お母さん、今まで頑張ってきたね。と、なかなかできそうでできないことなんですよと、これからはお母さんの自分の時間も作らなきゃだめですよ。と言われたときはうれしく、また自分に自信をお持ちだということも寄せられております。2番の福祉サービス事業所におきましては、(1)番の方では、就労継続支援事業所B型を利用している方なんですけども、職員の方々があたかも健常者のように接してくれたというのが嬉しかったと寄せられております。3番の商業施設とスーパー、飲食店などの場面におきましては、ある飲食チェーン店のことなんですけども、大きな声を出してしまう方や移動の方もいるんですけども、すぐに個室を用意できますよと声をかけて頂いたことが嬉しかったようでございます。8ページにまいりまして、4番の交通機関でございます。こちら、(3)番、バスから降りる時ゆっくりなのですが、待つて頂いたということ。それから、(4)番、視覚障害者が単独で帯広から札幌へ出張した時の話なんですけども、鉄道職員の方が駅の入り口から座席まで誘導してくれたという例が寄せられております。9ページにいきまして病院の場面です。耳に障害がある方ということ覚えて頂いて、ジェスチャーで順番が来たことを含めて呼んで頂いたというところ。6番の学校・保育所におきましては、(1)番なんですけども、修学旅行のときに家族に行けないということで反対されたんですけども、クラスの友達が家に来まして、みんなでお世話しますから、旅行に行かせてほしいとご自分の親にお願いして頂いたことを後で知ったということなんですけども、お陰で楽しい思い出を作ることができたということでございます。次、7番。住んでいる地域なんですけども、(1)番です。障害者の方に声をかけたり、挨拶を積極的に行う姿をよく見かけますということです。それから、9番の場所、場面が不明なところなんですけども、(1)番に障害者としての対応ではなく、健常者と区別のない中での心温まる、温かい対応が嬉しいということが寄せられております。11ページに第四の提案という部分でございます。1番の接遇、コミュニケーションにおきましては、(3)番と(7)番を参考までに説明



したいのですが、(3)番におきましては視覚障害者、それから肢体不自由児の方を見かけたら、大丈夫ですか？とお手伝いいたしましょうか？と、さりげなく一声かけて頂ければという声が寄せられております。一声、一言声をかけて頂きますと、より安心、安全に来庁できるかと思えますという、市役所における場面ですけども、寄せられております。それから、(7)番では、役所で場合によっては、本人が別の課に行かなければならないという状況があります。こういったときに、次の行かなければならないところに、ついていって頂くような配慮があると、判断が難しい知的障害者にとって心強く感じることで、と寄せられております。この二つにつきましては、後程、対応要領の方の具体事例でも出てきますけども、この二つをこの事例集の中から抜粋したところにあたります。それから12ページにまいりまして、細かに説明をいたしますと時間も足りなくなりますので省略いたしますが、12ページの大きな2番に施設、設備に関してという部分。それから、13ページに3番で障害者理解に関してという部分、それから、14ページにまいりまして、4番ですね、制度仕組みに関してというところで提案を受けてございます。以上が事例集として、市の職員だけではなく、これは市民や事業所など、多くの方にさまざまな場面で差別の解消に向けた啓発のために使っていくことを考えてございます。事例集については以上なんですけれども、資料の5の職員対応要領に戻りまして、続けて説明させていただきます。本要領は内閣府が定めた差別の解消の推進に関する基本方針というもの、お手元に資料用意してございませんが、基本方針というものを定めております。この中で職員対応要領を定める場合に、五つの記載事項を備えるようにという方針が載っております。一つ目なんですけれども、趣旨というものがございます。本要領では第一条の目的がこれにあたります。二つ目としまして、不当な差別、差別的取り扱い及び合理的配慮の基本的な考え方というのがあります、これは3ページにあります、第一及び4ページの第四がこれにあたります。三つめは不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例を載せなさいとあります。これにつきましては3ページの第三、それから5ページの第六これがその具体例にあたります。四つ目の相談体制の整備につきましては、2ページにあります第五条こちらがその四つ目の内容になっています。最後に五つ目の行政機関における研修、啓発については第六条にあたる部分が、これにあたります。以上五つの必要な項目を備えまして職員対応要領の案を作っております。それでは1ページの第一条に戻りましてこの要領の目的でございます。職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを記載してございます。次に第二条及び第三条につきましては、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について具体的な考え方を記載したものであり、それぞれ具体的な事例といたしまして3ページ以降の別紙により留意事項を示してございます。第四条につきましては課長相当職以上の地位にある者というしておりますけども、ここでは監督者というふうになってございます。第二条及び第三条に掲げる事項に関し、日常業務を通じて注意喚起と認識を深めさせることなどの事項を実施する責務がある旨を定めております。続きまして次のページいきまして、第五条であります。相談窓口につきましては障害福祉課に置くことといたしました。相談時に置ける配慮事項や手段を示しております、寄せられた相談内容について情報共有を図り、相談業務に活用して行きたいと考えております。第六条の研修、啓発につきましては、新規採用職員に対しては基本的な事項について、新任監督者に対しましては、求められる役割について、それぞれ研修を実施することと

してございます。それから3ページに行きまして留意事項であります。第一の不当な差別的取り扱いの基本的な考え方につきましては、正当な理由が無いのに、障害者を障害者でない者よりも不利に扱うことを禁止してございます。第二の正当な理由の判断の視点につきましては、正当な理由と判断できるのは、サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取り扱いが、客観的に見て正当な目的のもとに行われたものであり、目的に照らしてやむをえないと言える場合であるとしております。なお個別の事案ごとに具体的な場面や、状況に応じて判断することが必要であります。次に第三の不当な差別的取り扱いの具体例についてです。五つほど具体例を挙げておりますが、個別の事案ごとに判断されるものでありまして、また記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意していきたくて考えております。第四の合理的配慮の基本的な考え方につきましては、項が五つありますけれども第一項では合理的配慮の定義について説明し、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表示があった場合に、その事例に伴う負担が過重でない場合については障壁の除去の実施について合理的配慮を行うこととしています。合理的配慮につきましては市の事務事業の目的、内容、機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随されるものであること。障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること。事務事業の本質的な変更には及ばないこと。この三点に留意する必要があります。第二項では合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、代替え措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応されるものであるとしてございます。なお、配慮を必要とする障害者が多数みこまれる場合や、長期にわたる場合は、そのつどの配慮とは別に環境の整備を考慮に入れることに、中長期的コストの削減、効率化に繋がる点は重要であるとしています。第3項では、障壁の除去を求める意思表示は、手話を含む言語や点字、筆談など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられるものであり、また家族や介護者などコミュニケーションを支援する者からの意思表示を含むものであります。第4項では、先程第2項で述べました環境の整備について記載してございます。第5項では、市が事務事業委託などをする場合においては、合理的配慮の内容に大きな差異が生じないよう、委託等の条件に合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましいとしております。第5の過重な負担の基本的な考え方につきましては、具体的な検討を行った上で個別の事案ごとに事務事業の影響の程度、実現可能性の程度、費用負担の程度、この3つの要素等を考慮して判断することが必要としております。第6の合理的配慮の具体例につきましては、第4で示した合理的配慮の具体例を示したものであります。あくまでも例示でありまして、記載にある具体例だけに限られるものではないことに留意していきたくて思います。具体例といたしましては3つ項目を用意してございます。1つ目に物理的環境への配慮の具体例、2つ目に意思疎通の配慮の具体例、3番目にルール、慣行の柔軟な変更の具体例、といった3つでございます。まず1番目の物理的環境への配慮の具体例として5つ、ここに例示してございますが、6ページに行きまして、この上の2つですね。視覚や肢体に障害がある者に対してというところ、それから障害の特性により1人で行動することというところ。この2つにつきましては先程のアンケートの方から抜粋したものでありますけれども、国の、内閣府の具体例には無い、帯広市独自の例として追加したものでございます。2つ目の項目の意思疎通の配慮の具体例として、ここに10個ほ

ど例示してございます。7番目の比喩表現が苦手な障害者に対して、比喩や暗喩、二重否定表現など使わずに具体的に説明してほしいと思うところでございます。何々しないわけではないとか、何々しないとも限らない、こういった表現は二重否定になりまして、理解しづらい表現に当たります。3項目のルール、慣行の柔軟な変更の具体例につきまして7つ例示してございます。先程の手話条例に関連した事例が3番目にありますけども、手話通訳者が入る場合は聴覚障害者の方の席について配慮が必要としてございます。この要領についての説明は以上ですけども、この後、今後のスケジュールについてであります。今後ですね、本日の支援部会の報告を終えた後12月中に、別途日程調整をした上で、帯広市心身障害者（児）育成会の構成団体などにご意見を頂いたあと、年内を目標に本要領を策定する予定でございます。年明けの年度内には監督者向けの研修会を実施する予定でございます。そしてこの準備を終えた後に、来年4月の施行を目指す予定でございます。冒頭の説明の繰り返しになりますけども、障害者やその関係者からの意見を反映させるために、本日の障害者支援部会におきましてもご意見を頂戴したくよろしくお願いいたします。長くなりましたけれども説明については、以上であります。

副部会長

はい。ありがとうございました。障害者差別解消法の対応要領の（案）事例案についてご説明を頂きましたが、何かご質問はありますか？たくさんの事を一気に説明したみたいで何か全部が飲み込めていない状況で。

事務局

事前に配布できなかったものが、ちょっと丁寧かどうかだったかも、ちょっと説明が長くなってしましまして申し訳ございません。

副部会長

丁寧にご説明はして頂いてありがたいですけども、それについていけないですね。

委員

ちょっといいですか？行政だけの問題じゃないですよ。一般企業から何から全部ですよ。

事務局

はい。でこの職員対応要領というこのものにつきましては、帯広市の職員が気をつけて行動すべき内容を例示してございます。で事業所におきましては地方公共団体の機関とは別に所管の省庁が今度是对応指針というものを出します。一般事業所につきましてはそちらの各省庁、所管の省庁が出す対応指針の縛りを受けて、差別の解消とか配慮、合理的な配慮の提供に努めていくものであります。今お示した資料については帯広市の職員が心掛けなければならない対応要領ということで、それとは別に事業所の方々は順守して頂くべき、対応指針は別に省庁のほうから出ます。

委員

そうですね、それでないとこれが一般企業へ行っても全然、何のことか分からないですよ。

事務局

そうですね、この職員の内規として定めるものでありまして、一般の事業所はこの縛りとは別のものが各省庁から示されます。

委員

はい、わかりました。ありがとうございます。まだ国の方が、まだ確定していないんです。

事務局

そうですね。内閣府だけが公表してるんです。

委員

内閣府が去年からは知ってるんです。内閣府もああでもない、こうでもないで、でも国の方は、まったく手を付けていない状況です。

事務局

あっちこっちの省庁のその省庁ごとの対応要領ってパブコメをかけてない所もあればパブコメをしたのですが、結果の取りまとめに時間要してる所がさまざまあるみたいで。

副部長

行政の方から差別解消について職員の対応要領ということでご検討頂くというのは非常にありがたいと思っておりますが、障害もね、一概に障害といっても様々な障害があってそれぞれの障害の特性に合わせた対応ということでは、個性というか一般論ですから、そこらへんを認識して頂いて対応して頂ければ、ありがたいかなあと思いますけどね。

事務局

具体的に例えばこれが差別です、これが合理的配慮ですと一個一個限定列挙するとそれ以外は、じゃ、しなくてもいいんだな、それ以外は差別に当たらないのだなとなってしまいますから、今、副部長さんがおっしゃってました通り、障害者によって様々な配慮すべき事項がありますから具体例を例示することで、これに倣って適宜その場面で対応しようとするものであります。

委員

文章に当てはめてしまうと今いった通り、これに合えば問題ないですね、というような形になっちゃうから。

委員

さっきの差別解消法の中にも民間のバス会社の件がちょっと出ていましたけれども、市役所の福祉バスを毎日交通さんに委託されていますよね。バスの降りるステップが高いと、もう一段降りる椅子っていうか段みたいなものを置いてくれるんですけど、それをお願いしたら「そんなのありません」みたいなことを言われたこともあるんですよ。

事務局

運転手の対応がということですね。

委員

はい、「そういうのありません」みたいなことを言われたんですけど、それから数時間経ってたら置いてあったみたいな感じで、あまり親切じゃないっていうか、そういう委託先は、どこかにあるだろうかって言うふうを探してみるって言うこともなくて「ここにはないです」ってみたいなふうに断言されていたんですけど。

事務局

ちなみにそれはいつ頃のお話でしょうかね。大分、少し前の話？

委員

夏場だったと思いますけど。

事務局

去年の冬場？

委員

今年。

事務局

今年の冬場、つい最近のお話で。

委員

いや、夏場ですね。

事務局

夏場。

委員

今年の夏場です。

事務局

ああ～、そうですか。

委員

あれ、うち、最初から使っているのですけれども。こんな箱ありますよ。

委員

ありますよね。大体ね。

委員

あります。

委員

多分あると思いますけれども言われたら、いや、ありませんって言ったんです。

事務局

言いきっちゃったんですね。

委員

それで後、何気なくそれから、何回か、乗降を繰り返している間に、もう終わり頃になったら、椅子がその荷台が置いてあったりしたので、あるのだったらもっと早く探してくれればいいなあ、みたいな。

事務局

そうですね、おっしゃる通りです。〇〇さんも、人員繰りの関係でね。たまに不慣れな運転士さんも業務にあたることもあるのだと思うのです。ただ、やっぱりその場面で必要なことは、そういう意思表示があったわけですから、無碍に検討もしないで、出来ませんと言うことは駄目ですよと言っています。具体的に何かその代替え案でもないのかなということを検討した上で、対応するというのが、この職員対応では言っておりますので、市の職員におきましては、まず何か出来ることはないかということ考えた上で、対応していきたいと思っております。

副部会長

よろしくお願い致します。

事務局

はい。ありがとうございます。

#### 副部長

いま偶々、事業所さんのことで分からない運転士さんがいらっしやって、っていうお話が出ましたが、市役所としてはそういうことの無いように、皆で気を付けて行こうっていうようなことの対応要領だと思っておりますので、全然こう理解がない訳じゃないのだけれども、初めて見た人とか、あれっと思う人に対してちょっと分からないですとか、出来ませんとかいうことは無いようにということでのマニュアルを徹底させて頂ければありがたいかな、と思いますね。どうでしょう？その他、何か、ございましたら。

#### 委員

すみません。1つ、良いですか？これ見ると、障害者、障害者っていう言葉が凄くたくさん出てきて、普段、何気なく使ってはいる部分なのですが、こういう言葉がたくさん対話されることで、逆に障害と健常っていうところをこう、はっきり分かれてしまって、それが差別に繋がってしまうっていうようなことも少し考えられるのかなと思ったので、そうならないようにこう運用して頂けると、非常に良いのかなと。健常者の側からの対応ですってなると凄く上からのものになってしまうと思うので、そこはそうならないように運用して頂けるところかなと思いました。

#### 事務局

はい。ご意見として賜りましたので、気を付けていきたいと思います。はい。

#### 副部長

最初の時に、このこういう条例があること自体が差別じゃないか。ありましたよね。それに相通ずるものがあって。私なんか障害の子を持っているのだから当たり前のように障害って使ってしまうのだけれど、ご意見頂いたことは大変嬉しいことだと思いますし、役所の方も特に障害福祉課の方は、何でもよくご存じだから、対応も親切だけれど、でも、役所の方がみんなが障害、障害って言ったらまた怒られる。ハンディのある人のことを分かっているわけじゃない部分では、分かんなくても誰かに聞いて対応するっていうようなことを徹底させて頂けたらありがたいかなと思います。

#### 委員

そうですね。見た目で判断されると困ってしまうのですけれども、ちょっとした行動だとか言語で分かるのですけれども、何もしないで見ると「あ、この人、健常者だったか」っていうような判断してしまうのですよね。それはどこ行ってもそうですね。

#### 副部長

体がご不自由だとか、っていうことであれば、一般の方も割とスムーズに介助がしやすいんだけど、知的とか精神になると、パッと見たときはわからないし、その人たちに対して声をかけてね、失礼じゃないかなとかってきつともあると思うんですよね。どこら辺で声かけようとかとかね、そういう判断なんかもなかなか難しいところがきつともあると思うんですが、そこら辺のね、考えて頂いて。

#### 事務局

障害者の方のそれぞれの特性をまず理解してもらうことから始めないと対応できないと思いますので、もしかしたら、あの人例えば、耳が聞こえない人じゃないのかなとか、発達障害のある方じゃないのかなとか、そこに気づく事だけでも違うと思いますので、そういう対応ができるようにしていきたいと思います。

#### 委員

ちょっと話があるんだけども。職員で手話できる職員はどれくらいおられるの？

#### 事務局

手話通訳者というものが、嘱託職員で資格を持った者が障害福祉課に2名おります。それから、ろう者の方で相談員として雇用している嘱託職員がもう一名いて、手話をお使いの方は3名おります。そのほか、今、職員の中でも、手話研修を、来年度になりますけども、取り組みを強化しまして、少しでも手話を使える職員を増やしたいと思っております。

#### 副部会長

本当に細かいことまでちゃんと通訳できなくても、こんにちとはとか、ありがとうとか、それくらいは言えるようになった人が障害福祉課に沢山いるといいですね。

#### 事務局

そうですね。ちょっと手前味噌ではあるんですけども、今度手話条例を推進していく私どもの課では、朝の朝礼の時に、例えばこんばんはとか、こんにちとはとか、ちょっとした挨拶とか、ちょっとしたときに使える手話をですね、少しずつ朝の朝礼で勉強しております。こうした取り組みをまた広げていきたいなと思っております。特に窓口職員にはですね、一番市民の方と対応する場所にいますから、窓口職員に対する手話研修もやっていきたいと思っておりますし、来年の予算要求の絡むところではあるんですけども、少しずつそうした取り組みを広げていきたいと思っております。

#### 副部会長

ありがとうございます。そのほかにかございますでしょうか。

#### 委員



あとでゆっくり読ませて頂きます。

事務局

またなにかありましたら、ご意見おっしゃって頂ければと思います。

副部会長

仰る通り、じっくり読んでからあれしないと。また、心身障害者児育成会の構成団体のほうには、ご意見をきく機会をもちたいというお話も頂いておりますので、そういうことも各団体と連絡調整をしていただいて、より良い対応要領をつくって頂ければと思っております。

事務局

はい、ありがとうございます。

副部会長

その他、無ければこの事に関してはよろしいですか？ 全体を通して何かご質問とかご意見ございませんか？ 無ければ議題については、終わらせて頂いてよろしいですか？ じゃ、その他について、事務局から何か有れば。

事務局

はい、次回の会議なんですけども、2月の中旬から下旬に掛けて開催したいと思っておりますので、また改めてご案内させていただきます。よろしく願いいたします。

副部会長

はい、それでは、これをもって本日の障害者支援部会を閉会させて頂きたいと思っております。長時間、本当に、大変ありがとうございました。おつかれさまでした。